

相馬港 施設復旧状況 (平成25年6月1日 9:00現在)

相馬港

重要港湾

相馬港港域

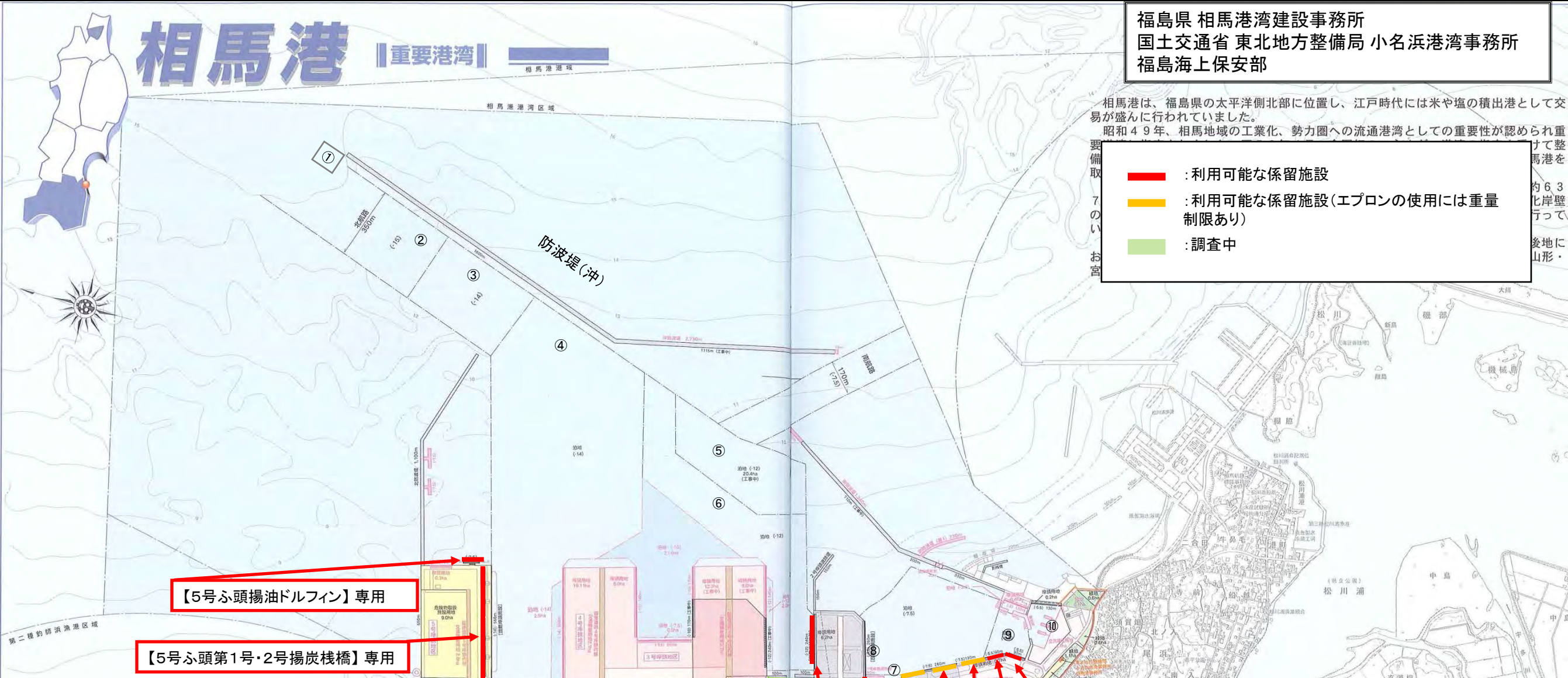
福島県 相馬港湾建設事務所
国土交通省 東北地方整備局 小名浜港湾事務所
福島海上保安部

相馬港は、福島県の太平洋側北部に位置し、江戸時代には米や塩の積出港として交易が盛んに行われていました。
昭和49年、相馬地域の工業化、勢力圏への流通港湾としての重要性が認められ重要港湾として整備が開始されました。

重要備取
7のい
お宮

- : 利用可能な係留施設
- : 利用可能な係留施設(エプロンの使用には重量制限あり)
- : 調査中

約6.3
化岸壁
行って
後地に
山形・



【5号ふ頭揚油ドルフィン】専用

【5号ふ頭第1号・2号揚炭棧橋】専用

【1号ふ頭第1号岸壁】

【1号ふ頭第2号岸壁】

【1号ふ頭第3号岸壁】

【1号ふ頭第4号岸壁】使用可能延長 86m

【1号ふ頭第5号岸壁】使用可能延長 115m 石炭灰荷役に限る

【2号ふ頭第4号岸壁】

【2号ふ頭第1号岸壁】

【1号ふ頭第8号岸壁】

【1号ふ頭第7号岸壁】

- 【留意事項】**
【港内の静穏度】
東日本大震災により、沖防波堤が広範囲に渡って損壊しており、以前に比較し港内の静穏度は低下しています。
【水深減少について】
相馬港内では、水深減少が次のとおり認められています。
- ①北航路入口部
障害物が存在しており、周辺の水深-17mに対して、最大3m程度の減少がみられます。
 - ②北航路
-15mの計画水深に対して、最大2m程度の減少がみられます。
 - ③-14m航路
-14mの計画水深に対して、最大2.5m程度の減少がみられます。
 - ④-14m泊地
-14mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられます。
 - ⑤-12m泊地
-12mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられます。
 - ⑥-12m航路
-12mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられます。
 - ⑦-7.5m泊地(1号ふ頭第5号岸壁前面)
-7.5mの計画水深に対して、最大4m程度の減少がみられます。
 - ⑧-7.5m泊地(2号ふ頭第2、3号岸壁前面)
-7.5mの計画水深に対して、最大5.5m程度の減少がみられます。
 - ⑨-5.5m泊地
-5.5mの計画水深に対して、最大2.5m程度の減少がみられます。
 - ⑩第1船だまり
-3mの計画水深に対して、最大1.5m程度の減少がみられます。

凡		例	
	公共岸壁(計画)		航路・泊地(計画)
	公共岸壁(既設)		航路・泊地(既設)
	物揚場(計画)		埠頭用地(計画)
	物揚場(既設)		埠頭用地(既設)
	専用岸壁(計画)		その他用地(計画)
	専用岸壁(既設)		その他用地(既設)
	耐震強化岸壁(計画)		緑地(計画)
	耐震強化岸壁(既設)		緑地(既設)
	ドルフィン(計画)		小型さん橋(計画)
	ドルフィン(既設)		小型さん橋(既設)
	交通機能用地(既設)		魚釣りさん橋(計画)
			魚釣りさん橋(既設)

お知らせ（相馬港入出港の際の留意事項）

平成25年6月1日

福島県相馬港湾建設事務所

東北地方整備局小名浜港湾事務所

福島海上保安部

- 1 相馬港及び周辺海域には、漂流物、瓦礫等の水中障害物が依然として存在するおそれがありますので、船舶の航行に当たり十分注意してください。
- 2 相馬港入出港の航行径路は、北航路とします。
- 3 相馬港内では、別添図のとおり水深減少が認められています。
 - ① 北航路入口部
障害物が存在しており、周辺の水深－1.7mに対して、最大3m程度の減少がみられる。
 - ② 北航路
－1.5mの計画水深に対して、最大2m程度の減少がみられる。
 - ③ －1.4m航路
－1.4mの計画水深に対して、最大2.5m程度の減少がみられる。
 - ④ －1.4m泊地
－1.4mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑤ －1.2m泊地
－1.2mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑥ －1.2m航路
－1.2mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑦ －7.5m泊地（1号ふ頭第5号岸壁前面）

－ 7. 5 mの計画水深に対して、最大 4 m程度の減少がみられる。

⑧ － 7. 5 m泊地（2号ふ頭第2、3号岸壁前面）

－ 7. 5 mの計画水深に対して、最大 5. 5 m程度の減少がみられる。

⑨ － 5. 5 m泊地

－ 5. 5 mの計画水深に対して、最大 2. 5 m程度の減少がみられる。

⑩ 第1船だまり

－ 3 mの計画水深に対して、最大 1. 5 m程度の減少がみられる。

4 東日本大震災により沖防波堤が広範囲に渡って損壊しており、以前に比較し港内の静穏度は低下しています。

5 相馬港で航行可能な水域及び利用可能な係留施設は、次のとおりです。

(1) 航行可能な水域

調査中の水域を除き、制限はありませんが、港内には水中障害物が存在することから、航行には十分注意してください。

(2) 利用可能な係留施設（別添図参照）

名称	延長(m)	水深(m)	備考
1号ふ頭			公共ふ頭 エプロンの使用には重量制限あり
第1号岸壁	90m	－5.5m	
第2号岸壁	90m	－5.5m	
第3号岸壁	130m	－7.5m	
第4号岸壁	130m	－7.5m	一部損壊（使用可能延長は 86m）
第5号岸壁	130m	－7.5m	一部損壊（使用可能延長は 115m） 石炭灰荷役に限る

第7号岸壁	90m	-5.5m	
第8号岸壁	90m	-5.5m	
2号ふ頭			公共ふ頭
第1号岸壁	90m	-5.5m	
第4号岸壁	240m	-12m	
5号ふ頭			
第1号揚炭棧橋	280m	-14m	専用棧橋
第2号揚炭棧橋	280m	-14m	専用棧橋
揚油ドルフィン	140m	-7.5m	専用ドルフィン